

はじめに

本資料は、海外重要研究「先進諸国における地域経済統合の進展下での農業部門の縮小・再編に関する比較研究」（平成 17～19 年度）の研究成果の一部であり、アメリカにおける農地転用規制および企業の農地取得規制に関する最近の動向について、現地調査等をふまえて取りまとめたものである。

アメリカは世界の食料生産大国であり、日本のような農地転用の問題などとは無縁のように考えられる向きもあるが、実際には西海岸および東海岸諸州を中心として農地保全や転用規制に関する様々な取組みがなされている。ただし、連邦政府によるものではなく主として州政府および地方政府による規制や各種プログラムによる取組みである。連邦制をとっているアメリカにおいては、土地問題は州政府および地方政府の重要な関心事項である。

またアメリカの中西部においては、転用圧力も高くないためにこうした転用規制はそれほど取り組まれていないものの、地域の主要産業である農業およびそれをとりまく地域社会の維持のために家族経営の保護が重要な関心事であり、このため過度な農地集積をもたらしかねない企業による農業参入や農地取得に対して規制を設けている州が存在する。こちらも土地利用の望ましいあり方に対する州政府の思想が反映された政策ということができよう。

本報告書では、これら農地をめぐる州政府による政策に関して最近の動向を取りまとめたものである。第 1 章は農地転用規制を、また第 2 章は企業の農地所有規制を取り上げる。また、参考資料として、アメリカ農務省経済研究局が取りまとめた企業の農業参入規制に関するレポート（1991 年刊行）をアップデートした情報を収録した。

繰り返し述べたように、農地に関する基本政策は州政府以下の行政機構が所管している。したがって、こうした情報の体系的入手は相対的に困難であり、既存の公刊資料に依拠した部分が大きいものの、事実誤認や不備などがある可能性も存在する。読者諸兄姉のご叱正を賜れば幸いである。

なお、本調査の実施に当たってご助力いただいた在ワシントン日本大使館・横山紳参事官および川本書記官に深謝申し上げる。

本報告書の執筆は、国際政策部アメリカオセアニア研究室・立川雅司室長が行った。